

農業委員会総会議事録

第9回農業委員会

1. 開会日時 平成27年12月17日(木) 午前 9時30分
2. 閉会日時 平成27年12月17日(木) 午前11時00分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全16人中15人出席)

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	12番 尾野康雄
	5番 安藤修一	14番 坪井弘美
	6番 稲垣信義	15番 河村活敏
	7番 坪井邦夫	16番 安藤丁士
	8番 丹羽明生	
欠席者	13番 安藤茂市	

事務局 2名

事務局長 櫻井 建設課長

事務局員 霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議 案

(1) 農地法第5条許可申請について

⑤ 報告事項

(1) 農地法第3条届出受理状況について

(2) 農地法第4条届出受理状況について

(3) 農地法第5条届出受理状況について

⑥ その他

(1) 農地パトロール結果について

6. 配布資料

①資料1 農地法第5条関係(許可)

②資料2 農地法第3条関係(届出)

③資料3 農地法第4条関係(届出)

④資料4 農地法第5条関係(届出)

⑤資料5 農地パトロールの結果について

⑥農業委員会新年懇親会の開催について(依頼)

⑦農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)

⑧5条許可追加資料

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より平成27年度第9回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したもののほかに「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)」、「5条許可追加資料」、「農業委員会新年懇親会の開催について(依頼)」という資料を配布させていただいております。ご確認ください。また、前回農業委員手帳に入っていました身分証明書に写真を付けたものを封筒に入れてありますので、こちらは確実に持ち帰って手帳に挟んでください。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

改めましておはようございます。寒波がくると聞いていましたが、今朝は霜も降りず比較的穏やかな日だと感じております。農業を取り巻く環境は、皆様方ご存じの通り新聞等の報道でご理解をしておられると思いますが、TPPもいよいよ決着の方向にむかっており、いかに農業を頑張っ^て緑を守るのかというのが具体的になってきております。いずれに致しましても、都市近郊農業の豊山町ができるだけ緑を多く残して土地を活用できるように我々農業委員が一丸となっていきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い致します。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、まず出席者ですが、安藤茂市委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

本日議事録署名員でございますが8番の丹羽明生委員と9番の河村初男委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は1件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは議案について説明します。

【議案第7号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法（法第4条第2項第1号ロ）の農地区分の第3種農地を対象とする農地転用の案件です。第3種農地とは、「農振農用地以外の農地で、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地」であり、今回の申請地は、第3種農地の中で、「街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域」にあたります。この区画は、宅地化率が約60%を超えていますのでこのように判断されます。隣に農地がございますが、隣地からの承諾を得ていることを確認しております。また、木津用水土地改良区の意見書も添付されていて、支障なしとの意見となっております。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第7号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料1 議案第7号の農地法第5条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成をいただきましたのでこちらを県に進達いたします。以上で議案については終了します。

【報告事項】

安藤会長

続きまして、報告事項の農地法3条・4条・5条の届出受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい。3条・4条・5条の届出について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

続きまして4条の届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、農地法第3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

以上で、農地法第3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

財務局の管理している農地は豊山町にどれくらいありますか。

事務局員

昔は沢山あったと聞いていますが、現在はございません。農政局が所有している農地は他に2筆あり、現在財務局に所管替えの手続きをしてもらっている最中です。

事務局長

元々国有農地として借地料を払って耕作をしている人がいたのですが、それらを返却したため農政局から財務局に所管替えされて売却されるという流れになっている。

B委員

先程、あと2筆が売却の流れになると聞いたが緑を守るという観点から豊山町が買い取るということはできないのか。

事務局員

国は市街化区域にある国有農地を農地として売却しないという方針を持っている。

C委員

買うのではなくて、豊山町が借りて農園にするというのはできないか。これから高齢化が問題となってくると思うので、そのような人たちの遊び場を作ることも大事になってくると思うのですが。

安藤会長

農業振興地域における国有農地は農業のために利用することでき、おそらく宅地になることはないと思う。しかし、今回のように市街化にある国有農地は、国の方針としては早く宅地にしたいとある。国の方針に逆らって豊山町が農地として使うということはない。

安藤会長

他に質問等もありませんので、報告事項の農地法第3条・4条・5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

8. 【その他】

安藤会長

続いて、その他（1）農地パトロールについて 事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。本日配布しました資料をご確認ください。

【資料5 農地パトロール結果について 朗読】

以上で説明を終わります。

安藤会長

その他の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C委員

今回の通知を出す農地の中に耕作放棄地はありますか。農地の面積の中で耕作放棄地が何%なのか、遊休農地が何%なのかを分類した資料を作ってみてはどうか。また、一人の地主が沢山指導が必要な農地を持っているのか、複数の人が小さい農地を管理できていないのかわかる資料が必要だと考える。

安藤会長

皆様方に揚げていただいた指導が必要ではないかという農地を私

も見てきましたがありませんでした。また、どれくらいの人は何筆指導が必要になったのかという資料を作ると豊山町のような小さいところは個人がすぐに特定できてしまう。そのようなものは作らずアバウトに考えるのも大事である。

C委員

今回のような指導箇所は通知を出すので、農業委員が本人たちに草刈りするように言う責任はないということによいのか。

安藤会長

農業委員が地域の農業の状況を十分把握していただいて、事務局から文書発送する前に直接言うことは争いごとにならない程度にはやっていただきたい。

C委員

農業委員が仕事としてそれをやらなければいけないのか。

安藤会長

それは農業委員の職務ですからやらなければいけません。

安藤会長

他に質問等もありませんので終了いたします。

【開会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からの事務連絡等は以下のとおり

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成28年1月19日（火）午後3：00開始

場所：役場 2 階 会議室 1

資料：1 月 6 日頃郵送予定。

(2) 農業委員会新年懇親会の開催について（依頼）

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(1 1 時終了)

9. 農地転用件数

1 1 月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3 条	許可	0	0.00	青山	3 条	許可	1	321.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	23.00	青山		届出	24	20,747.00
		0	0.00	豊場				
4 条	許可	0	0.00	青山	4 条	許可	2	1,136.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	14	4,856.00
		1	46.00	豊場				
5 条	許可	0	0.00	青山	5 条	許可	3	257.19
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	24	11,734.39
		2	397.00	豊場				

※ 累計については平成27年1月～平成27年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。